

令和2年10月定例会

文教厚生委員会記録

開催日時 令和2年10月15日（木曜日） 午前10時00分から

場 所 全員協議会室

付託案件 議案第56号
有田市印鑑条例の一部を改正する条例
議案第57号
有田市使用料及び手数料条例の一部を改正する条例
議案第63号
動産の買入れについて

出席者
出席委員 上山寿示委員長・上野山善久副委員長
浜口元司委員・福永広次委員・堀川 明委員
中谷桂三委員・小西敬民委員

生駒三雄議長

当 局
市民福祉部 宮崎三穂子市民福祉部長・馬倉三喜市民課長
石井哲也生活環境課長・松村尚彦福祉課長
南村尚史福祉相談室長・桃井克博健康課長
若松伸行高齢介護課長・上野山緑市民係長
宮崎仁美生活環境係長
教育委員会 谷輪吉伸教育次長・伊藤正人教育委員会参事
嶋田実明生涯学習課長・筋原 章教育総務課主幹
田中康元総務係長
水道事務所 江川敦夫水道事務所長
総合行政委
員会事務局 大谷せつ子局長
市立病院 神保佳紀事務長・石井絹代庶務課長
議会事務局 田中 聡局長・福永康一次長・大谷真也書記

開 会

○上山委員長： 開会挨拶

○馬倉課長： 議案第 56 号
有田市印鑑条例の一部を改正する条例の説明

○上山委員長： 質疑を認めます。

ご質疑ありませんか。

○小西委員： 個人番号カードと暗証番号があれば、全国のコンビニ等で住民票などが取得出来ることはすごいことだと思います。どのような団体が運営しているのですか。

○馬倉課長： コンビニ交付の申請から交付までの流れについて説明します。コンビニのキヨスク端末で個人番号カードと暗証番号を用いて申請すると、地方公共団体情報システム機構（以下「J-L I S」という。）へその内容が送信されます。そこが全国展開できるポイントになります。そこで申請が本人からのものであるのかを確認後、バックアップセンターに申請内容を送信します。そこへは有田市の住民基本台帳システムの情報を随時送信していますので、申請内容にあったデータを作成し、J-L I Sへ送信し、そこからキヨスク端末へ送信され、申請者に交付されることとなります。

○小西委員： 証明書の発行履歴は有田市で確認できますか。

○馬倉課長： 交付後には手数料が納められますので、当市に報告があるものと考えています。

○上山委員長： ほかに、御質疑ありませんか。

○中谷委員： 以前に一般質問でコンビニ交付について質問したことがありますが、当時は個人番号カードの取得率が低く、また導入費用が高額であるため、費用対効果が見込めないという答弁でした。今回導入されるということは喜ばしいことですが、気になるのが、先日の議案質疑の答弁で「窓口業務のコストダウンができる。」とありましたが、そのコストダウンの中身について教えてください。

○馬倉課長： 窓口業務においては、人件費をはじめ、窓口交付にもその他諸費用がかかっておりまして、コンビニ交付を多く利用していただくことで窓口業務の効率化が図れると考えております。

○中谷委員： 将来的に窓口担当業務の人員の削減も考えていますか。

○馬倉課長： 住民票などの交付についてはコンビニ交付に移行してもらいた

い仕組みを今回導入したいということですが、人員を削減するまでには至らないと思っています。現在、個人番号カードの申請・交付件数が凄い勢いで伸びておりまして、そちらへ人員を振り分けられると考えています。

○中谷委員： その件は了解しました。これは個人番号カードと暗証番号を利用することでコンビニで発行できますが、暗証番号を本人から聞いて代理で取得する場合はどうですか。また改ざん防止に係る対策を教えてください。

○馬倉課長： 暗証番号を他人に教えるということは想定しておりません。暗証番号は本人個人が管理しているものと考えております。

偽造、改ざんの防止についてはJ-LISがしっかり施策を立てておりますし本人である確認も、個人を認証する部署で確認することとなっています。

○中谷委員： コンビニの店員が個人番号カードの顔写真と照合して、本人確認をするということですか。代理では申請できないということになっているのですか。

○馬倉課長： コンビニの店員は関与せずに、個人番号カードと暗証番号を入力することで本人確認をする規定となっています。

○中谷委員： コンビニでは代理申請できるのか、できないのかで教えてください。

○馬倉課長： 委任された者ということであると思います。

○中谷委員： 了解しました。個人番号カードを取得することで、窓口よりも100円安く住民票などを取得でき、個人番号カードの取得を周知するよい機会だと思えますが、取得率増加のために市民に周知する考えはありますか。

○馬倉課長： 市民への周知は徹底したいと考えています。個人番号カード申請の際もししっかりとアピールしていきたいと思えます。

○中谷委員： 施行日までには、全市民に対し、情報が行き渡るようお願いしておきます。

○上山委員長： ほかに、御質疑ありませんか。

○上野山副委員長： 代理でも個人番号カードと暗証番号で可能ということですが、法的にはどうですか。

○馬倉課長： 任せるということで、委任されたものという扱いになると考えております。

○上野山副委員長： 代理についてはそのような形で周知されるということですか。

○馬倉課長： 個人の理由で委任するということはあるかとは思いますが、あくまでも本人申請ですので、委任ありきの周知は考えておりません。

○上野山副委員長： 「代理申請も可能」という但し書きもしないということですね。「原則」という書き方もしないのですね。「本人申請でなければできません。」という書き方をするのでですか。詳細な明記の仕方を教えてください。

さい。また後々の問い合わせを避けるためにも、統一的な見解を出しておいた方がよいと思いますが。

- 馬倉課長： 「本人申請のみでしかできません。」という考え方で周知していきたいと考えています。
- 上野山副委員長： 代理でという方もたくさんおられるかと思いますが、市役所の窓口では委任状があれば取得できますが、コンビニ交付に関し、代理申請についての問い合わせがあった場合は、今のように答えるのですか。
- 馬倉課長： 規定では「自らが操作を行う」となっておりますので、その運用についての説明をさせていただくことになると思います。
- 上野山副委員長： 本人が行けない場合は、市役所の窓口で申請してくださいということですね。
- 馬倉課長： そういうことになります。
- 上野山副委員長： 暗証番号を知っている人はコンビニで取得できますが、知らない方は、100円多く払って窓口で取得することになって市民の不利益にも繋がるという考えでよろしいですか。
- 宮崎部長： 代理の場合は、市役所までお越しいただくことになります。自分の暗証番号を人に教えるということは考えておりません。本人がコンビニで端末を操作して取得すると考えています。
- 上野山副委員長： わかりました。基本的に規定でそうなっているのだと思います。数多くの市町村で導入されていると思いますが、そちらも統一してそのような見解であるという認識でよろしいですね。
- 馬倉課長： 自らが端末機の操作をするというところは、全国统一でございます。
- 上野山副委員長： 承知しました。
- 上山委員長： ほかにご質疑ありませんか。
- 委員： なし。

質疑終了 採 決 (可 決)

- 馬倉課長： 議案第 57 号
有田市使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の説明

- 上山委員長： 質疑を認めます。
ご質疑ありませんか。
- 上野山副委員長： コンビニ交付の導入費用とランニングコストについて教えてください。

- 馬倉課長： 地方公共団体システム機構負担金が約222万円、バックアップセンターの利用料が66万円、有田市の住民基本台帳の連携保守費用が46万2,000円。合計で334万2,000円が年間の運営費用と見込んでいます。コンビニ交付手数料としてコンビニ事業者に1件117円の費用が発生します。
- 上野山副委員長： 相当な金額が発生しますので、うまく年間のコストを抑える対策も必要かと思えます。先ほど人員は個人番号カードの業務に割り当てるということでしたが、その業務も継続して繁忙になることはないと思えます。その労働時間を有意義に使っていただける方策を是非考えていただいて、334万2,000円が損にはならないと言える業務の改善をよろしくお願いします。
- 上山委員長： ほかに、御質疑ありませんか。
- 中谷委員： この条例の対象になるものを教えてください。
- 馬倉課長： 今回導入しようとするコンビニ交付サービスは印鑑証明書と住民票の写しのみでございます。
- 中谷委員： 了解しました。
- 上山委員長： ほかにご質疑ありませんか。
- 委 員： なし。

質疑終了 採 決 (可 決)

**○伊藤参事： 議案第 63 号
動産の買入れについての説明**

- 上山委員長： 質疑を認めます。
ご質疑ありませんか。
- 浜口委員： 小中学校への配布ということで、パソコン1台あたり約5万円で、県内で3社の応募があったということ。約6,761万円という多額の金額ですが、3社程度の応募しかないのですか。かなり特殊なものですか。私は今の説明を聞いて不思議に感じている。特殊なものであれば致し方ありませんが、この程度のもので3社しか応募がないというのは、どのような経緯ですか。和歌山電工さんという契約相手は私も知っている会社です。その点どうですか。新聞によく書かれているような形になったのかな。いわゆる談合の問題。これは特殊なものですか。
- 伊藤参事： 国のギガスクール構想のパソコン一人一台ということで、県内におきましても、地方ごとに共同入札ということで県が主導でしていただいたことでありまして、地方ごとに仕様が違います。仕様についても検討協議を重ねておりまして、その仕様を提示した結果、3社ということになってお

ります。

- 浜口委員： この契約相手はどのような会社ですか。
- 伊藤参事： 本社が田辺市にございます。電気通信業や他にも土木関係や舗装、塗装、消防施設などといった業種を扱っている会社でございます。
- 浜口委員： 入札によって決まってしまったもの、契約の段階であるので、とやかく言うべきではないと思いますが、購入後のメンテナンスについては確約を得ていますか。有田市内の業者で購入していれば、いざというときには、すぐに対応してくれますが、和歌山市内の営業所でこのようなことには専門的ではないのかな。あるのかな。ただ仲介業者であるのかな。私は、危惧して聞いています。その点は大丈夫ですか。物を購入するときは、相手を知って買わないと。ただ応募があった。入札する権利があるだけで安易に買ってしまっていないかな。私は心配する立場で言っている。
- 伊藤参事： 今回仕様につきまして、自然故障や物損故障に対する補償もパッケージに組んでいますので、大丈夫だと思っております。
- 浜口委員： 入札は済んでしまっているし、これ以上はどうかありませんが、後のメンテナンスの問題などについては十分配慮してもらわないといけないのと、もう一点は有田市内の業者で入札に参加できなかったのか。市内の業者では対応できなかったのか。この契約者も自社でパソコンを作っていない。注文を受けてメーカーから仕入れる。有田市内の業者でも対応できると思う。
- 伊藤参事： 有田市内業者の参加は可能です。
- 浜口委員： できるけれども応募がなかったということですね。
- 伊藤参事： そうでございます。
- 浜口委員： 了解。
- 上山委員長： ほかに、御質疑ありませんか。
- 上野山副委員長： 仕様について教えていただけますか。
- 伊藤参事： 提示しました仕様は、マイクロソフト社のウィンドウズパソコンで、現在当市で使っているスカイメニュー社のソフトが搭載されており、さらに、自然故障や物損故障に対する補償、ウイルスソフトも附属したパッケージで公募しました。
- 上野山副委員長： 公募の方法、期間については。
- 田中係長： 和歌山県のホームページで7月21日に入札の公告を行いまして8月12日に入札を行っております。
- 上野山副委員長： わかりました。もう一点。先行で既に3分の1を導入しているとのことですが、今回購入するパソコンは同等のものですか。
- 伊藤参事： 同等でございます。ただ、今のパソコンはWi-Fiで校内でしか使えないようにしていますが、今回は将来のことも考えまして家庭でも使える

設定にしております。

- 上野山副委員長： 現在あるパソコンも同じ設定に変える考えですか。
- 伊藤参事： 同じ設定に変更する予定です。
- 上野山副委員長： 今年の春のように休校になったときには、十分な対応をお願いしたいと思います。
- 中谷委員： 契約の相手に関して、本社ではなく営業所となった経緯を教えてください。
- 田中係長： 本社の方から委任を受けて入札の代表が支店になるということで、契約の相手も支店ということになっております。
- 中谷委員： 了解です。
- 上山委員長： これは和歌山県の入札で公告したということですか。契約として議案で提出されていますが、有田市とはどんな感じになりますか。
- 田中係長： 県で入札という形になっていますが、実行は各市町村になっておりますので、実際の契約締結事務は有田市との契約ということになっております。県で取りまとめをしていただいた形になっております。
- 上山委員長： 入札参加の応募資格は県の規約に則っているということですか。
- 田中係長： そのとおりです。
- 上山委員長： 有田市内業者への周知は県の公告を見ないとわからなかったということが多かったのでは。
- 田中係長： 関係しているところへは声掛けはさせてもらっています。おっしゃるとおり県の公告を見ないと知らなかったという可能性はあります。
- 上山委員長： わかりました。補償の面も県を介さずに直接できるということによろしいですね。
- 伊藤参事： おっしゃるとおりでございます。
- 上山委員長： ほかに御質疑ありませんか。
- 委 員： なし。

質疑終了 採 決 (可 決)

- 事務局： 後期高齢者の医療費窓口負担の現状維持を求める意見書提出についての陳情書の説明
- 上山委員長： この件について、ご意見はありませんか。

- 小西委員： 2022年度から現役並みの所得者以外の75歳以上の方の負担が倍になる。後期高齢者となればどうしても受診する機会が増え医療費が必要となってくる。また病院までの交通費も。これはとても負担となることですので、この陳情はもっともだと思います。
- 上山委員長： ほかに、ご意見はありませんか。
- 浜口委員： これについては、総論と各論があると思います。1割負担であった方が2割負担になれば、倍の金額が必要になるから快く思う方はいないと思いますが、逆に医療関係者からの立場では、今の医療の体制でいいのかという考え方もあります。どちらにスタンスを置くか。まだ意見書の提出数はまだ少なく、現段階では委員会の皆さんがこのような現状で話が進んでいるということを確認しておくことでいいのではないですか。
- 上山委員長： ほかに、ご意見はありませんか。
- 小西委員： 意見書の提出については、私はお願いしたいと思います。75歳以上の方が支払える財力は限られてきておりますので、年金のみの収入で貯金の無い高齢世帯はもう4割もあります。このような現状ですので、国に対して意見書の提出は必要だと思います。今、有田市は前期高齢者のおかげで国民健康保険は潤っています。あと5年すれば全員後期高齢者となるので、このような問題は起こってくると思いますので、是非よろしくお願いします。
- 上山委員長： ほかに、ご意見はありませんか。
- 委員： なし。

意見終了 意見書提出について採決 (異議なし)

○上山委員長： 意見書(案)を配付します。

○事務局： 後期高齢者の医療費窓口負担の現状維持を求める意見書(案)の朗読

○上山委員長： 意見書(案)について、ご意見はありませんか。

○委員： なし。

○上山委員長： ご意見なしと認めます。

よって、議会最終日に当委員会から意見書(案)を提出いたします。

閉 会 午前11時20分